

ID: 5373

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	社会福祉法人の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第32条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第32条の規定による。 (認可) 第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日